

臨床検査業務委託仕様書

京都市立京北病院（以下「病院」という）における臨床検査にかかる委託業務について、下記のとおりその仕様を定める。

1 委託する業務

病院の診療に必要で、病院の臨床検査室では対応できない検査
委託項目名及び検査方法並びに予定数量は別表のとおりとする。

2 委託期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

3 委託業務実施方法

(1) 事前準備

①検査に必要な検査容器（採取用具類を除く。）及び検査依頼書・結果報告書等の帳票類は平成29年4月1日の最初の検査依頼までに提供できるように準備すること。

②検査容器の種類や帳票類等について、病院臨床検査室において十分に説明を行うこと。

(3) 検査項目の定義

検査項目① 病院の臨床検査室では対応できない検査

検査項目② 上記項目のうち、緊急に検査結果報告を必要とする検査

(4) 検査結果の報告及び納期

検査項目①については、検体の受領及び検査後、数日以内に速やかに完成品を病院臨床検査室に提出すること。

検査項目②については、検体の受領後数時間以内に検査を行い、病院が指定する方法により指定場所に検査結果を報告するとともに、後日完成品を病院臨床検査室に提出すること。

(5) 検体の受渡し

検査項目①及び検査項目②とともに、日曜日を除く、月曜日から金曜日（祝日を除く）は午後1時頃及び午後4時頃の2回とし、土曜日（祝日を除く）は午後4時頃の1回とする。ただし、5月の連休中及び年末年始の検査については、別途協議のうえ、検査を依頼することがある。

(6) 検査結果に疑義のある場合は、再検査を指示することがある。この場合には、直ちに再検査を行い、その結果を報告すること。

(7) 検査に必要な輸送費及び通信費は、受託者が負担するものとする。

(8) 検査実施手順については別紙「臨床検査業務実施手順書」に拠るものとする。

4 精度管理に関する事項

I S O 15189 を取得している登録衛生検査所であること及び外部精度管理調査に参加していること。

5 秘密の保持

受託者は、本業務の遂行により知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。受託期間が終了した後も同様とする。

6 その他

- (1) 別表における委託検査項目に無い検査依頼についても別途受託するものとし、その場合の単価については、個別に双方協議のうえ対応するものとする。
- (2) 測定法、基準値など検査内容の変更がある場合は、速やかに文書により通知すること。
- (3) この仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、双方協議のうえその都度決定するものとする。

(別紙)

臨床検査業務実施手順書

この手順書は、臨床検査業務委託の各項目に基づき、委託者（以下「甲」という）と受託者（以下「乙」という）が委託検査業務を実施するにあたり、その実施手順の細則について定めるものである。

なお、この手順書は、実施手順の大要を示すものであり、乙は本手順書に定めのない事項であっても検査実施に付随して必要と認められる業務については、委託契約金額の範囲内で実施するものとし、また、業務中に判断不能な事項が生じた場合は、必ず甲に報告し、その指示に従うものとする。

1 検査結果の報告について

- (1) 血液報告書については、病院臨床検査室に設置された未処理の棚へ提出する。
- (2) 細菌報告書については2部発行し、1部を医事課用に分け、2部とも未処理の棚へ提出する。
- (3) 病理、細胞診報告書については、2部発行し、標本返却日を病理細胞診専用台帳に記入する。記入後、2部とも未処理の棚へ提出する。
- (4) セキュリティUSBメモリーもしくは病院が指定する記憶媒体（以下「USB等」という。）で依頼する検査については、報告書及び甲が指定する様式のUSB等で結果報告を行う。持参した結果USB等（ウイルスチェックを必ず行っておくこと。）は病院臨床検査室に設置されたパソコンへ結果の取り込みを行う。
- (5) 乙は、細菌感受性リストを週報・月報で作成し、細菌感受性リスト及びUSB等にて報告を行う。また、持参したUSB等は乙が病院臨床検査室に設置されたパソコンへ保存を行う。

2 検体の受渡しについて

- (1) 血液検査については甲が指定する様式の依頼USB等を乙が作成し、依頼リストを2部発行する。リストに検体本数、集配者名を記入し、USB等とリストの1部を持ち帰り、もう1部を検査室控えの棚に入れる。
- (2) 病理組織、細胞診、染色体、骨塩定量、細菌検査、ホルター心電図解析については、甲は乙指定の専用依頼書で提出をする。その際、依頼書の控えは、病院検査室所定の検査室控えの棚に入れる。
- (3) VRE保菌検査については、甲の指定する指示書に従って乙が依頼書を作成する。
- (4) 特定健診については、控えを検査室にある「特定健診専用ファイル」に綴じる。

3 その他

- (1) 検査に関する変更等が生じた場合は、速やかに書面にて案内する。